

情報セキュリティ政策会議の設置について

平成17年 5月30日

平成18年12月18日改正

平成19年 4月 5日改正

平成19年11月 7日改正

平成25年 3月28日改正

平成25年 5月24日改正

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）を置く。
- 2 政策会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、構成員以外の国务大臣も必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。
議長 内閣官房長官
議長代理 情報通信技術（IT）政策担当大臣
構成員 国家公安委員会委員長
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣
防衛大臣
情報セキュリティ対策に関し優れた見識を有する者であって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長から政策会議における審議に参画することを委嘱された者
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前項に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 政策会議の庶務は、警察庁、総務省、外務省、経済産業省及び防衛省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、政策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

以上に伴い、情報セキュリティ対策推進会議を廃止する。